

学校図書館活性化への取組の効果

担当課：教育庁教育振興室高等学校課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 ガイドライン策定の経緯及び目的 平成21年4月から実習助手（実習教員）の図書館業務専任が廃止されたことによつて、各校の学校図書館については、開館をはじめとした運営状況にばらつきが生じている状況があったことから、「学校図書館運営体制の基本的方針」を策定した。 その内容は、学校における図書館運営の基本的な運営体制を明らかにすることによつて、校長のリーダーシップのもとで学校図書館の運営体制が早期に確立され、学校内の全教職員が協力しながら、学校図書館機能の維持・活性化を図ることができるよう、取りまとめたものである。 この策定を受け、学校図書館の役割やあり方、業務マニュアル、活用事例など、児童・生徒の読書活動を充実させるための学校図書館を運営する指針として作成したのが「学校図書館活性化ガイドライン」である。</p> <p>2 府立高等学校の学校図書館及び読書活動に関する調査結果（平成25年度）より（※）</p> <p>(1) ガイドラインの活用（回答 141校） ・活用している 23校 ・活用していない 118校</p> <p>(2) 府立高等学校の図書館運営組織や開館時間の現状 校内運営組織の設置（回答154校） ・組織を設置しており、うまく運営されている 120校 ・組織発足に向けて準備している 10校 ・組織の設置を予定していない 24校 開館時間帯（回答153校） ・休み時間のみ 2校 ・昼休みのみ 12校 ・放課後のみ 5校 ・休み時間と昼休み 0校 ・休み時間と放課後 5校 ・昼休みと放課後 85校 ・休み時間と昼休みと放課後 10校 ・生徒の登校時間から放課後まで 34校</p> <p>(3) 整備課題（回答 149校） ・特に課題はない 32校 ・学校図書館運営の中心となる教職員への研修 20校 ・図書貸し出しシステム（コンピュータによる図書貸し出しシステム）の整備 30校 ・その他 67校</p> <p>(4) 蔵書登録済（回答 153校） ・25%未満 11校 ・25～50%未満 20校 ・50～75%未満 44校 ・75～100%未満 78校 ・100% 0校</p> <p>(5) 図書館利用度（回答 154校） ・進んでいる 52校 ・進んでいない 23校 ・変わらない 79校</p> <p>(6) ボランティア活用（回答 150校） ・有 6校 ・無 144校</p> <p>3 読書活動フォーラム 各学校図書館担当教職員等及び各市町村教育委員会学校図書館担当指導主事等を対象に、各校の読書活動についての先進的な取組についての発表や、講演会を毎年開催。</p>	<p>1 ガイドラインが策定されてから約3年半が経過し、その趣旨に沿って、各校において図書館運営組織の整備が進められているが、依然として34校に組織が設置されていない。</p> <p>2 各校において図書館の開館時間の確保が行われているが、比較的長い休憩時間である昼休みと放課後の両方の時間帯で開館されていない学校が24校ある。</p> <p>3 学校図書館の体制整備を進めるに当たって各校の現状や抱える課題等について調査を行い、一部対応策は取られているものの、学校が抱える課題や問題点の分析や対応が十分に行われていない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考情報) ※学校図書館法の一部を改正する法律の骨子 一 学校司書 1 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」）を置くよう努めなければならないこと。 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。 二 施行期日 平成27年4月1日 三 その他 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> </div>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 今般、学校図書館法が改正された趣旨も踏まえ、学校が抱える課題や実情を十分に把握した上で、図書館運営組織が未設置の学校に対する組織の早期立上げや開館時間の確保を促すとともに、ボランティアの活用も含め、各校の特色ある学校図書館づくりに取り組むなど、生徒及び教員による学校図書館の利用を一層促進されたい。</p>

※府立高等学校の学校図書館及び読書活動に関する調査結果の推移

質問	回 答	23年度	24年度	25年度
ガイドラインの活用	回答数	135校	148校	141校
	活用している	26校	35校	23校
	活用していない	109校	113校	118校
校内運営組織の設置	回答数	155校	153校	154校
	組織を設置しており、うまく運営されている	105校	119校	120校
	組織の発足に向けて準備している	19校	4校	10校
	組織の設置を予定していない	31校	30校	24校
開館時間帯	回答数	152校	147校	153校
	休み時間のみ	2校	1校	2校
	昼休みのみ	9校	11校	12校
	放課後のみ	3校	5校	5校
	休み時間と昼休み	1校	1校	0校
	休み時間と放課後	7校	2校	5校
	昼休みと放課後	80校	78校	85校
	休み時間と昼休みと放課後	9校	13校	10校
	生徒の登校時間から放課後まで	41校	36校	34校
整備課題	回答数	148校	—	149校
	特に課題はない	30校	—	32校
	学校図書館運営の中心となる教職員への研修	15校	—	20校
	図書貸し出しシステム（コンピュータによる図書貸し出しシステム）の整備	35校	—	30校
	その他	68校	—	67校
蔵書登録済み	回答数	154校	—	153校
	25%未満	19校	—	11校
	25～50%未満	18校	—	20校
	50～75%未満	52校	—	44校
	75～100%未満	40校	—	78校
	100%	25校	—	0校
図書館利用度	回答数	155校	153校	154校
	進んでいる	48校	50校	52校
	進んでいない	18校	13校	23校
	変わらない	89校	90校	79校
ボランティア活用	回答数	146校	—	150校
	有	8校	—	6校
	無	138校	—	144校

措置の内容

■学校図書館運営組織の立上げ及び開館時間の確保

- ・平成26年度の監査結果を踏まえ、平成27年度府立学校に対する指示事項において、「司書教諭を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。」「生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努めること。特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館すること。」と記述し、当該指示事項の説明会において、校長・准校長に指導を行った。
- ・府立高校を対象とした学校図書館の状況に関する調査を行った結果、昼休みと放課後に全く開館していない高校に指導を行い、平成28年3月31日時点で全府立高校において、各校の状況に応じた図書館運営組織の立上げ及び昼休みと放課後の開館がなされていることを確認した。

■各校の特色ある学校図書館づくりの取組

- ・各校の特色ある学校図書館づくりの取組に資するよう、平成28年2月4日、学校図書館担当等を対象とした大阪子ども読書活動推進ネットワークフォーラムを開催し、その中で、学校図書館の活性化のための取組をテーマとした実践報告を通じて、府立高校の学校図書館におけるボランティア活用をはじめとする事例を共有した。また、フォーラムの発表資料を全ての府立高校に送付し、学校図書館を中心とした生徒の読書環境・学習環境の充実に向けたより一層の取組を進めるように通知した。